

令和3年長審第9号

裁 決

モーターボートA遊漁船B衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官神崎和徳出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人bの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人aを戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和2年5月31日06時08分

長崎港

2 船舶の要目

船種 船名 モーターボートA 遊漁船B

総トン数	5.4トン	4.89トン
登録長	8.99メートル	11.05メートル
機関の種類	ディーゼル機関	ディーゼル機関
出力	162キロワット	139キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央部に操舵室を配し、同室後部にサロン、前方に船室をそれぞれ設け、操舵室前部右舷に舵輪、舵輪前方にGPSプロッター、レーダー及び魚群探知機の各画面を表示することができるモニター、右舷側壁に機関遠隔操縦装置をそれぞれ装備し、有効な音響による信号を行うことができる手段として呼子笛を備えたFRP製プレジャーモーターボートで、a受審人が1人で乗り組み、釣りの目的で、船首0.35メートル船尾0.90メートルの喫水をもって、令和2年5月31日05時30分長崎港第6区に所在するマリーナを発し、同港の女神大橋下付近の釣り場に向かった。

a受審人は、前示釣り場に到着し、05時50分女神大橋橋梁灯（P4灯）（以下「P4橋梁灯」という。）から313度（真方位、以下同じ。）260メートルの地点で、船首を西北西方に向け、機関を停止して漂泊を開始し、折からの潮流によって216度の方向に0.3ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で圧流される中、右舷船尾甲板に立ち、同舷方を向いて釣りを始めた。

a受審人は、06時03分P4橋梁灯から286度270メートルの地点に至り、船首が北西方を向いていたとき、右舷方約1,800メートルのところに南下中のBを初めて視認し、06時06分P4橋梁灯から280度280メートルの地点に達し、船首が315度を向いていたとき、同船が右舷船首81度720メートルのところとなり、その後Bが自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況で

あったが、Bの船首が振れながら船尾方を向いているように見えたことから、同船が自船の船尾方を無難に通過するものと思い、目視によって方位変化を確かめるなど、Bに対する動静監視を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、a受審人は、避航を促す音響信号を行わず、更に接近しても衝突を避けるための措置をとらずに漂泊を続け、06時08分僅か前右舷至近に迫ったBに衝突の危険を感じ、両手を振って大声を出したものの、効なく、06時08分P4橋梁灯から277度290メートルの地点において、Aは、船首が315度を向いたまま、その右舷中央部にBの船首が前方から81度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風はほとんどなく、潮候は下げ潮の中央期に当たり、視界は良好で、衝突地点付近には南西方に向かう微弱な潮流があった。

また、Bは、船体後部に操舵室、同室前方に客室をそれぞれ配し、操舵室前部中央に舵輪、左舷側に魚群探知機、右舷側に機関遠隔操縦装置、左舷天井にGPSプロッター、舵輪後方の右舷寄りに椅子をそれぞれ備えた最大とう載人員旅客10人及び船員2人のFRP製小型兼用船で、b受審人が1人で乗り組み、釣り客3人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.3メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、同日05時55分長崎港第1区の船だまりを発し、同港沖合の釣り場に向かった。

b受審人は、GPSプロッターを作動させ、釣り客3人が船尾甲板で休息する中、自らは椅子に腰を掛けて操船に当たり、長崎港第1区を南下し、06時04分半僅か過ぎP4橋梁灯から023.5度1,180メートルの地点で、針路を216度に定め、折からの潮流に乗じて12.0ノットの速力で、手動操舵によって進行した。

b 受審人は、前路を一見して他船を見掛けなかったことから、携行していたタブレット端末で釣り場を選定することとして同端末の操作を始め、06時06分P4橋梁灯から013度650メートルの地点に達したとき、正船首720メートルのところに、Aを視認することができ、その後同船がほとんど移動しないことから漂泊中であることが分かり、Aに向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、依然として、タブレット端末の操作に気を取られ、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、b 受審人は、Aを避けないで続航し、06時08分僅か前船首至近に同船を初めて認め、左舵一杯としたものの、効なく、原針路及び原速力で、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、右舷中央部外板に亀裂等を、Bは、船首外板に擦過傷、右舷船首部外板に亀裂等をそれぞれ生じたものの、のちいずれも修理され、a 受審人が頸椎捻挫等を負った。

(航法の適用)

本件は、港則法が適用される長崎港において、航行中のBと漂泊中のAが衝突したものであるが、同法には本件に適用される航法規定がないので、一般法である海上衝突予防法が適用される。

海上衝突予防法には航行中の船舶と漂泊中の船舶との関係についての航法規定がないから、同法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、長崎港において、航行中のBが、見張り不十分で、漂泊中のAを避けなかったことによって発生したが、漂泊中のAが、動静監

視不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

b 受審人は、長崎港において、釣り場に向かって航行する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、タブレット端末の操作に気を取られ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で漂泊中のAに気付かず、同船を避けずに進行して衝突を招き、A及びB両船それぞれに損傷を生じさせ、a 受審人を負傷させるに至った。

以上のb 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

a 受審人は、長崎港において、釣りのため漂泊中、右舷方に自船に接近するBを認めた場合、衝突のおそれの有無を判断できるよう、同船の方位変化を確かめるなど、Bに対する動静監視を十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、Bが自船の船尾方を無難に通過するものと思い、同船に対する動静監視を十分に行わなかった職務上の過失により、Bが自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況に気付かず、避航を促す音響信号を行わず、更に接近しても衝突を避けるための措置をとらずに漂泊を続けて衝突を招き、A及びB両船それぞれに損傷を生じさせ、自ら負傷するに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年2月22日

長崎地方海難審判所

審判官 植松 正